

平成25年第2回瑞穂市議会臨時会会議録（第1号）

平成25年10月8日（火）午前9時開議

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第65号 土地の取得について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	くまがいさちこ
3番	西岡	一成	4番	庄田昭人
5番	森	治久	6番	棚橋敏明
7番	広瀬	武雄	8番	松野藤四郎
9番	広瀬	捨男	10番	古川貴敏
11番	河村	孝弘	12番	清水治
13番	若井	千尋	14番	若園五朗
15番	広瀬	時男	16番	小川勝範
17番	星川	睦枝	18番	藤橋礼治

本日の会議に欠席した議員（なし）

欠員（1名）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀	孝正	副市長	奥田	尚道
教育長	横山	博信	総務部長	早瀬	俊一
企画部長	森	和之	市民部兼 巢南庁舎管理部長	広瀬	充利
福祉部長	高田	薫	都市整備部長	弘岡	敏
調整監	白河	忠良	環境水道部長	鹿野	政和

会計管理者 宇野清隆 教育次長 高田敏朗
監査委員 松井章治
局長

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 田宮康弘 書記 泉大作
書記 今木浩靖

開会及び開議の宣告

議長（星川睦枝君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成25年第 2 回瑞穂市議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（星川睦枝君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号 6 番 棚橋敏明君と
7 番 広瀬武雄君を指名します。

日程第 2 会期の決定

議長（星川睦枝君） 日程第 2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日だけの 1 日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日だけの 1 日間と決定しました。

日程第 3 諸般の報告

議長（星川睦枝君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

議会事務局長より報告させます。

議会事務局長（田宮康弘君） おはようございます。

議長にかわりまして報告いたします。

地方自治法第235条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第 3 項の規定により監査委員から受けております。検査は平成25年 8 月分が実施され、現金・預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないとの報告をいただきました。以上でございます。

議長（星川睦枝君） ありがとうございました。

以上、報告した資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第65号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（星川睦枝君） 日程第4、議案第65号土地の取得についてを議題とします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

堀市長。

市長（堀 孝正君） 改めまして、おはようございます。

10月に入りまして、酷暑でありましたことしの夏から一転して、柔らかな日差しが漂う中、市内の木々は色づき、稲穂は黄金色のこうべを垂れ、季節は日ごとに秋めいてまいりました。

さて、本日、平成25年第2回瑞穂市議会臨時会を開催させていただきましたところ、議員各位においては御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今回上程します議案について、概要を御説明申し上げます。

議案第65号土地の取得についてであります。

（仮称）瑞穂市大月運動公園整備事業を進めるに当たり、従来、借地であった土地の取得については、かねてより議会から御指摘をいただいておりますが、このたび大月運動公園の概要について地権者の方々にも説明し、御理解をお願いしてきまして、11名の地権者との合意ができ、合計1万652平方メートルの土地を取得するものであります。

以上1件の提出議案につきまして、概要を御説明させていただきましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定をいただきますようお願いを申し上げ、私の提案説明とさせていただきます。

議長（星川睦枝君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午前9時11分

再開 午前9時51分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第65号を、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議題となっております議案第65号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより日程第4、議案第65号土地の取得についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 若園五郎君。

14番（若園五郎君） 議席番号14番、新生クラブ、若園五郎。

議案第65号土地取得について、資料の配付について、議長の許可を求めます。

議長（星川睦枝君） 若園五朗君、許可します。

〔資料配付〕

14番（若園五朗君） ただいま議長の許可により、資料を配付したところでございます。

その資料においては、土地収用法の最後のほうの事業認定の各市町、目的を置いていただければいいと思います。質疑についてわかるかと思います。

私は、（仮称）大月運動公園整備計画について、新市建設計画、合併前の平成15年に合併協議会において策定、瑞穂市の第1次総合計画、平成18年3月に策定し、瑞穂市第1次総合計画後期計画、平成24年3月作成して、今日に至っているところでございますが、皆さんも御存じかと思います。

この事業の所管課は生涯学習課で、主体となって今日まで推進され、今後も（仮称）大月運動公園整備について、推進していただきたいと考えています。それを踏まえ、今回の平成25年第2回瑞穂市議会臨時会提出議案について質疑を行います。

平成25年第3回、瑞穂市議会9月定例会が9月20日に終了してすぐに議会招集されることに、私はすぐく執行部に対して、なぜこんなに慌てて土地取得契約をしなければならないか、疑問に思っておりました。瑞穂市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例があります。第3条、議会議決に付すべき財産の取得は、予定価格2,000万円以上の動産の買い入れ、土地については、1件5,000平米以上のものに係る取得は議会の承認が必要であります。平成25年第2回、瑞穂市議会臨時会議案配付後に、本契約から仮契約にした経緯を副市長にお尋ねします。具体的なあれについては自席のほうで行います。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

全協の中でもお話をさせていただきましたんですが、この土地を取得するに当たりまして、1件をどのように解釈するかということでございます。この解釈というのはさまざまございまして、私たちが頭を悩ませたところでございますが、これは実務相談、法制執務、これぎょうせいというところから出しておる本でございますが、議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に係る1件の解釈というのが逐条解説されております。これによりますと、土地の1筆ごととか、契約当事者ごととかということではなく、当該取得または処分の目的を基準として判断すべきということです。したがって、同一の目的で取得または処分をするときには、全体をもって1件と解釈するという、いわゆる法文解釈の文言がありました。

それでもって、一方では、インターネット等で検索をしてみますと、同じこの96条第1項8号の土地の解釈について、千葉地裁の判決の要旨の中に、土地の買い入れを議会が議決すべき事項とした趣旨は、一定の額を超える、または一定の大きさを超える財産の取得は、ちょっと

中間省略しますが、その財産取得価格の適否、その財産取得の必要性などについて議会が審査することにあると解されますから、議会による審査を広く及ぼそうとすれば、事業を単一として判断すべきであろうということになりますと前段を述べながら、しかし売買契約の内容、特に土地の価格は、契約、地権者ないし目的物ごとに異なり得るものであり、その適否は契約ごとに判断されるべき事柄ですし、通常1件というのは契約の個数を指しますから、土地の買入れが常に事業のためとは限りませんというような判断がありまして、結局事業を単位とすることを予定しているとは言えないという判決になっておりました。これは要旨でございます。

そこで、この両方のはざまの中で、どういうふうにすべきかと苦慮したわけですが、とりあえず、また物の本によっては、仮に瑕疵ある行為であっても、それを議決を経ることによって治癒するという解釈もなされている本があります。それに基づきまして、議決をとりあえず経まじょうと。それには、先ほどお話しございましたように、9月議会で補正予算で認めていただいた金額をあわせ持って土地を購入し、それを一つの1件という単位にして議決を経るということをお考えのわけでありまして、そういうことで、9月20日の最終日に、近々、予算がついたことから地権者と仮契約を結ぶような予定がついていきますので、臨時議会を開催することをお願い申し上げました。

そのプロセスの中で、一旦登記をしてしまった物件がありました。それについては、この状況の中で、仮契約と本契約が混在することについて、この不整合はどうであるかということをお法律的に考えましたところ、地方自治関係実例判例集というのがありまして、この中で、議決を経ないで行った処分の方の効力については、これは古いあれですけども、昭和30年5月19日の行政課長の回答でございますが、当時の自治省ですね、無効であるという判断であって、仮契約であった場合において、その後、その処分を議会の議決があったときは有効と解するという回答がなされ、そして判例も、昭和59年の判例ですが、大阪高裁で、自治法の趣旨について、地方公共団体の長にその行為をなす権限が生じることになるというのは、あくまで議決を経てからという判例もございましたので、これに基づいて、やるべきかどうかということについて顧問弁護士と相談をさせていただきました。

その結果、顧問弁護士のお話では、2つの解釈が存在する中で、どちらを選択するかというのは、やはり議会の権能をまとめた自治法の判断に即するほうがよりベターであろうと。かつ、その状況を本契約と仮契約の2つが存在するよりも、やはり法の趣旨に沿って仮契約の状況にあったほうが、これもよりベターであるという御指導をいただきましたので、その趣旨に沿って、一旦なした契約を地権者とお話をさせていただきまして、議決を経た後に本契約をしたいということをお話しさせていただきまして、なおかつ登記についても錯誤でもって原状を復帰するということをお話しさせていただきまして、了解を得まして、その手続を経たところでございます。そういった意味でございますので、遠回りをしたということについてはまことに申

しわけなく、遺憾に存じておりますが、とりあえず現状においては、仮契約の状況で議会に提起をさせていただいておるといことでございますので、御理解を賜りたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

14番（若園五朗君） 私個人的には、先ほど資料を配付した中で、土地収用法の最後から3ページか4ページを見てもらうとわかると思うんですけども、県の事業認定をとる場合、一団として認可をとっていきます。この事業も、私は当初から大月運動公園、仮称ですけども、これはあくまでも仮契約をとって、それから今言っている自治法96条1項8号に該当する部分であるので、仮契約をもって議決し、議決してから本契約、その前に次の問題の事業認定、あるいは収用の問題などに入りますけれども、事務的にこういうことをきちっとやらずに、ただ一つの道路整備の1筆を交渉外にするからこういう問題が起きるんです。

先ほど全協の席の中で、5月23日に県の事業認定をしたと言われてはいますが、後で説明しますが、もっと事務方がしっかり勉強し、そして議会のほう、議員なりに話せば、もっと早くこの問題は把握できたはずなんです。定例会が終わってからばたばたと、言い方悪いんですけども、たまたま副市長に会ったら、10月上旬に臨時会を開くと言われてはいたけど、すごく疑問に思いました。10日間の後に何でこんな臨時会を開くかなと思ったら、きょうも結局、見たらこういう状態が出ていました。

また、その書類を僕が配付してから、教育委員会の生涯学習課長、あるいは各担当者のところへ聞きに行きましたら、ある程度前向きに進んでしまったと、本当に心から悔しかったです、はっきり言って。

副市長、もう一回言いますけれども、先ほど配った資料の中で、本契約して、また仮契約したということは、事務的なミスじゃないですか。判例とか何とか言われるんですけども、もっと私たちに教えてもらえれば、いろんな文殊の知恵でできたはずなんです。副市長、そこら辺、もう一回答弁お願いします。本契約から仮契約に戻った。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） まさしく若園議員がおっしゃられる論理のもとに一団の解釈をしたわけでございます。これがもし収用法の適用になれば、これは一団という概念が生まれるわけですね。

今回は、収用は適用ができるかできないかを県のほうに聞いたところ、1号から4号までの要件があって、なかなかちょっとハードルが高いということで断念をさせていただきました。短期間の中でこれらの収用を決めるのは難しいという判断をしたわけでございますが、仮にもし収用となれば、まさしくこれは一団の土地ということの概念が生まれますので、この一団の土地は一事業ではないかという発想をしたわけでございます。今回はたまさか一般買収になっ

ておりますけれども、一応、若園議員おっしゃられますように、この土地収用法について適用が可能かどうかということは探らせていただいております、その中では、若園議員さんからいただいた資料にもありますように、このフローチャートに沿ってやりました。今回の場合は、明らかに収用法が適用できる施設をつくるわけではございませんので、このいただきましたフローチャートのいわゆる県協議が必要になってくるわけですね。ですから、県に協議をかけたところ、なかなかハードルが高いということで断念をしたところでございますが、もし収用法が適用になれば、税務署のほうで進みますから、これが一事業、一団という概念が生まれてくるわけですね。ですから、今回もそこについて、いわゆる議案に上げることにした根拠は、まさにここにあるということでございます。

そういうことで、確かにそのプロセスの中で、もう少し早い段階の一団の概念を持っておれば、ばたばたしなく、あるいは本契約、登記まで行かなかつたのではないかとおっしゃられる、まさに御指摘のとおりでございます、その点については深くおわび申し上げますとともに、陳謝をさせていただきたいと思っております。行政の瑕疵であったというふうに認識をしております。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

14番（若園五朗君） お手元のほうに配付してございます土地収用法と租税特別措置法との関係について質疑をさせていただきます。

土地収用法につきましては、この手続上は（仮称）大月運動公園一般買い取りですけれども、この資料の土地収用法の3条の32号、国または地方公共団体が設置する公園、運動場、まさにこの項目に入っております。

この資料の最後のところの事業認定においては、これはインターネットで出したんですけれども、例えば平成24年度ですと神戸町、神戸町は事業認定を毎年出しているというふうで、すぐ事業認定については堪能している町だと私は解釈しております。この資料のところで、瑞穂市においても、本田コミュニティもこの事業認定をとって進められているところがございます。こういう事業認定については、一団という解釈の中で事業認定をとって、許可があれば収用に入っていくわけでございますので、先ほど副市長が言われた、やっぱり事務的なものを、事務組織の執行部、あるいは教育委員会の各所管がもっと理解していれば、こんなことになるはずではなかったのかなと私は思います。

教育次長にお尋ねしますが、5月23日に事業認定を県のほうへ出したということですが、具体的にどのような内容を聞かれているか、その結果についてお尋ねします。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） 5月23日に岐阜県の県土整備部のほうへお邪魔して、内容について生涯学習の担当と行ってまいりました。その中で、今議員が言われましたように、土地収用法

の第32号に該当するという事はわかっておりますので、それについてお尋ねしてまいりました。

事業認定を受けるには4つの要件があるということで、第1号要件については、収用法第3条の各号の1に掲げるものということで、先ほどの収用法32号に該当する公園であると、これはいいと。第2号要件として、起業者が県の事業を遂行する十分な意思と能力を有するものであることということで、瑞穂市総合計画にも位置づけられておりまして、設計も既に発注済みということで、その議会へ整備予算を上げる予定であるということで、これは能力があるということで、これもいいということになったんですが、第3号要件として、事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであるということで、収用自体が権利を強制的に収用するという意味であることから、公共の利益の増進は当然ですが、得られる公共の利益、失われる利益と比較衡量を行わなければならないということで、通常、過去にも文書だけでこういう申請がなされていたわけですが、文書だけでなく、データも含めた具体的な検証が必要であると言われました。そういうことで、データの、例えば土地についても代替案の比較検討が必要ということを言われまして、法律上必須条件ではないがという前置きの中で、公益性を立証をするために有効であるということで、最低3カ所の土地を選定してもらいたいと。各地権者の周知は各企業者の判断に委ねるが、それぞれメリット・デメリットを出してもらいたいと。全ての人に対して公明正大に行ってもらいたいというような話がありました。

どうして大月でなければならないのか。土地改良により、運動公園用地として集積してあるんですけれども、総合計画に位置づけされている理由は一つの理由であって、それが決定的な理由にはならないという、ちょっとそういうことも言われました。ということで、事業そのものが不適切ということではないんですけれども、土地収用法の事業認定を受けることとしては、もっと熟慮すべき課題があるのではないかという内容のお話を聞いてまいりました。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

14番（若園五朗君） 議案で出してもらった後に、副市長と二、三回私会っておるんですけれども、そのたびに副市長からは、地権者に有利になるようにやってくれよ、とにかく頼むぞということを市長が言われていると聞いています。

今言っている5,000万円もの収用をかけることによって、特例があるということを経務方が理解しておらんために、市のほうは一定の金を支払うだけ。要するに土地所有者、この一団とする公共団体が使用する地権者のほうが収用の5,000万円の控除にならん、それを事務局の知恵を出して、いかに収用をかければ控除ができるかということの解釈が間違っているから、こういうふうに関結果が出ておると思うんです。

教育次長、先ほど言いましたように、今回事業認定を本田コミュニティはとっています。土

地収用法のくくりや何かでいろんなフローチャートが書いてありますけれども、税務署と契約事項がない場合は、県の事業認定を通過して、その許可証を持って税務署へ行って収用の手続をとるんですけれども、（仮称）大月運動公園、本田コミュニティについても同じような内容であります。手続をとればとれるんです。そのことを忘れておるから、今言っているこういうようないろんな問題をここで私が質疑することになるんですけれども、本田コミュニティがとれて、（仮称）大月運動公園がとれないということについてどのように考えているか、教育次長、考え方をお尋ねします。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） 本田コミュニティセンターについては、国の補助事業で行っていると思いますが、この（仮称）大月運動公園につきましては市単独というところもありますし、そういうところがどうしても強かに根拠づけができないところではないかと考えます。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

14番（若園五朗君） 教育次長の今の答弁の解釈の中で、本田コミュニティは国庫補助と言っていますけど、建物、土地については今言ったように国庫補助の対象になるんですけど、地権者はそんなこと関係ないんです。要するに、市の土地を買って、そして一般買収なのか、5,000万円控除の収用で税金を払うかの違いだけで、その解釈が間違っておるからこういう事例が出ちゃうんです。

教育次長自体が、先ほど副市長にちょっと謝っていただいたんですけども、そのもとが間違っているから、いろんな誤解というか、しちゃうもんですから、もっと勉強して、もっと切磋琢磨しないと、市民、地権者に本当に申しわけないです、はっきり言って。僕は今でもそう思っています。

環境水道部長、土地収用法で3年前に水源地を購入したわけでございますけれども、土地収用法の第3条第18号、水源地購入についてどのような手続をとったか、答弁をお願いします。

議長（星川睦枝君） 鹿野環境水道部長。

環境水道部長（鹿野政和君） 今御質問にありましたのは、宮田の水源地の買収の件だと思うんですが、議員の御提示のフローチャートで申しますと、土地収用法第3条の第18号に当たる事業でございます。資料を見ていただきますと、18号というのは水道法による水道事業の用に供する施設ということで、まず収用法第3条の18号に当たる事業だというふうで解釈いたしまして、このフローチャートでいきますと、事業認定を受けなくても、租税特別措置法の特例を受けられる場合に該当するかという、いわゆる特掲事業に当たるかということにつきましても、こちらは事務サイドでその特掲事業に該当するという判断をいたしまして、あえて本申請

の前には下協議を税務署に行いまして、該当するだろうということで、事業認定をとることなく税務署へ事前協議を申し出まして、このフローチャートのように租税特別措置法の特例、5,000万円を適用して、平成23年の3月に買収した経緯がございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

14番（若園五朗君） ありがとうございます。

事務手続のわかるエキスパートを養成することが大事だと思います。今言っているこの手続に係っては、都市開発課、そして税務課、生涯学習課が所管である、生涯学習課が一番キーポイントであり、課の事務の連携を図りながら、今後このようなことがないようにやって、何回でもくどいようですが、土地収用法の認可をとっておる各市町があります。近くであれば、神戸町へ何回でも事務方が足を運んで、どうやったらおたくとれたんや、県も1回行ってじゃなくて、五、六回、ハードルが高ければ何回でも行って、後で事務手続のことを言いますけれども、しっかり足を運んで、事業認可、あるいは収用がとれるようにやれば、地権者の方が今回の1億2,782万4,000円ですか、そのお金を受け取られて、税金も払わなくてもいい、そして公共施設のために寄与したという気持ちも湧くんです。この状態だったら、市のほうが確かに市町村住民税、所得税の関係で計算すれば収益は上がるけれども、地権者の気持ちになって行政事業を私はお願いというふうに言っておきます。

最後に、ずうっと並べながらこれで質疑を終わりますけれども、憲法第29条の3項において、私有財産は正当な補償のほかに、これを公共のために用いることができると規定しております。公共福祉の要請がある場合は、正当な補償を支払って、私有財産を公共のために用いることができる旨を定めております。公共の利益となる事業の用に供するために土地を必要とする場合は、土地所有者の意思に反しても、正当な補償を支払って強制的にその土地を取得することを可能にする制度であります。このように、土地収用制度は公共の利益となる事業の遂行と私有財産権の調整のために設けられているものであります。その基本となる法律が土地収用法であります。今後は土地収用法を熟慮され、事務執行に当たっていただきたいと思っております。

また、今回の土地の買い方に問題がありますし、庁舎内の体制も問題があると私は考えています。土地収用法、県の事業認定申請について、知っているのと知らないのとの問題は大きであります。

最後に、この事業認定をとるにはどんな手続があるのかといいますと、一つ、事業施行者等が事業の施行を決定したことを明らかにする通知書類、事業施行者等の内部決裁文書の写しなど、事業計画書、事業施行の地図、事業計画を表示する図面、図書、買い取り等を行う土地等の1筆ごとの明細及び補償予定額、買い取り等を行う試算の明細及び補償予定額、そして補償予定額の算定基準、代行買収に係る契約書または覚書等の写し、事前協議の特例の適用上の検

討書類をつければ、事業認定を申請することができます。ただ、既に出してあることについては、県が決定するものであるので、やっぱりこういう書類を出して、何回でも足を運んで、地権者が土地収用法の5,000万の控除になるわけです。

今回、私がいろいろと言ったんですけれども、やっぱり執行部と議会が両輪でございます。お互いに事業手続、市民の立場になって行政が市民のためによくやっているというふうに、そういう声が私も聞きたいです。こういうことも一つの今回の質問ですけれども、もう一回質問の内容を整理しながら、お互いに瑞穂市の発展のためにお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（星川睦枝君） ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） 議席番号8番 松野でございます。

議長のほうから御指名いただきましたので、議案第65号に即し、（仮称）大月運動公園の土地取得について質疑をいたします。

きょうの朝、執行部から土地の取得の経緯ということで出てきましたんですが、これと重複する点もあるかと思えますけれども、ひとつ御答弁を願いたいと思います。

私は、この9月の初めごろに、巢南地域の知っている方からといたしますか、そういった方から、（仮称）大月運動公園の土地をもう市へ売ったよと言われました。これは事実かと。これについては、いつ売られたのか、それからどのくらいの筆を買ったのか、それから契約金額は幾らになっているのか、まずこれについてお尋ねをします。

以下につきましては、自席からいたします。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） ただいまの御質問ですけれども、土地を契約した件についてですが、契約を結んだのが6件で、8月26日に1件、9月3日に3件、9月6日に2件、6件で面積が8,182平米で、契約金額が9,818万4,000円でございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） 8月下旬から9月上旬にかけて、6筆といたしますか、8,182平米、それから九千何万ということで、契約をされたということであります。

この9月の議会の中で25年度の一般会計補正予算、この中でも土地購入費ということで二千七百八十何万円が計上されておりますね。この議案については、最終日の9月20日に可決をしておるところでございますけれども、9月6日にこういった売買契約とか、9月10日に登記をしておるわけですね。登記というのは所有権の移転になっていくわけですね。これというの

は、そういう土地の売買契約とかいったものについては、やはり議会の承認を受けないかと思うわけですね。私が思うには、これは議会を軽視しておるといふふうに考えざるを得ないと思うんですが、どのように考えていますか。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） これにつきましては、もともと地権者から1件ずつ申し出があって、それをその都度順番に買っていくということでしたので、それが申し出順ということで、まとめて買うという考え方はなかったもので、それぞれ筆については5,000平米以下ですので、そういうことはその時点では考えておりませんでした。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） 一般会計の補正予算を審議しとる中で、予算が2,700万出ておるわけですね、計上して。そういった中で、何でそんなときに土地の売買契約をしないかんのですか。いかにも議会を軽視しておるような感じがするわけですよ。何も可決しておらん間にそういった行為をするということは。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） この6件の契約につきましては、9,818万4,000円ということで、当初予算の1億円の中での買収ということで、これを進めておりました。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） 当初予算の1億円の話はまずさておいて、この補正予算をやっておる、二千七百八十何万を執行部が出しておるわけだね。そこで土地の購入をするということを議会の中で審議しておるわけですよ。そういったときに、その土地を購入しておると、この二千七百何万を。そういうことはおかしいんじゃないかと聞いておるの。可決しておらんのですよ。

1億円については、3月の議会で一応予算は可決しましたわね。補正予算のときには、まず可決しなきゃいけない。していない中で、なぜそういった行為をやっているのか。契約から登記まで、所有権の移転までやるかと。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） 補正の2,700万につきましては、確かに言われるとおりに、9月20日に可決がされましたので、その後に契約をしております。

1億円につきましては、その範囲内で8月と9月に購入しておるわけですけども、1億円につきましては、当初予算で認めていただいたものですので、その分については先に事務を進めていたということです。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） じゃあ、二千七百八十何万円の予算計上をして、議会が可決した。その後、土地を購入したというのが、この資料による9月24日と25日、これでいいんですか。その土地になるんですか。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） 9月24日と25日については、補正予算が認められた分で購入している部分です。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） 先ほど、若園議員からもいろいろ土地収用法の話も出ておりますけれども、それも含めて市の売買の話も出ておりますけれども、要は私は、この（仮称）大月運動公園というのは、土地と陸上競技場を中心とした混合施設だと言っておるものですから、一体事業と見るわけですね。で、次に収用法になってしまうんですけど、その前に、どう言ったらいいのかな。

じゃあ、再度お尋ねしますけれども、売買契約をして、所有権の移転まで終わっておるわけだね、この時点においては。例えば10月の初めに議運があったんですけど、その時点には、ある筆はもうそういった売買契約、登記、所有権移転が終わっておるということは、通常ですと、我々が土地を売る場合は、契約した時点でお金の授受をするわけですけども、市としては、行政としては、その土地の地権者にお金を払うというのはどういった行為のときに支払うのか、ちょっとまずそこをお尋ねしたいです。売買契約です。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） 今回の土地の売買契約につきましては、一応手続が済んだ後に地権者から請求書を出していただいて、その請求書に基づいて支払いを行うという手続になっております。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） 相手がといたしますか、当局は行政ですので、そういった支払いが滞るというのか、お金を払わないというような行為は多分出てこないんですけど、例えば民間といたしますか、やっておる中では、やはり契約した時点でお金をいただいて、それからその後登記の手続をしていくというふうに私は思うわけですけども、そういったやり方が行政では適切なのか、ちょっとお尋ねをしたいと思いますけど。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 行政が土地を買う場合は、今、高田次長が申しましたように、契約を

しまして、そして登記が原因証書になるわけですね、請求書に添付するべき。要は、所有権の移転を確認してから市はお金を支払うと。ですから、今回は、通常、社会通念上の民事行為ですと、契約を交わして、お金を払って、それから後司法書士さんが所有権移転等やられますが、公金を原資とする市の契約は、土地購入については本人からの契約書に原因証書として土地の登記簿等の謄本の写しなんかを添付して、確認をして、会計管理者はそれをもって執行するというのでございまして、いろいろお話がございまして、先ほど来若園議員からも御質問があった折にもお話をさせていただきましたように、今回そういった一連の行為が無駄であったということになりました。その原因は、今から考えれば、お手元に配付しました資料の中で、5月31日に地権者への説明会をやっております。この説明会というのは、単価の同一、いわゆる公平性を担保するというので、単価の提示を同一な価格で提示するという反面、やはり地権者の説明を一気に同じ場で説明をしてというような思いであったというふうで精査するわけですが、その時点である程度一団の土地がまとまるということが念頭にあれば、これは議決が必要だというような発想があってしかりではなかったかなと思います。

またもう1つ、7月8日に補正予算をやったんですね。私が査定をしたわけですが、この時点にまとまったという話を聞いておりますので、そのときに、では契約をどういうふうにするのかということを確認しておればよかったんですが、先ほど来、高田次長が申しますように、あらかじめいただいた予算の範疇で契約は随時やっていって、そして支払いをしていけばいいという錯誤をしておった面もありますが、あながちそれは後々脱法行為ではなかったというの確認はとっておりますけれども、やはり自治法の96条の8号の法理、法の理念を考えれば、この時点で一団の土地という概念を持って議会にお諮りし、同意をもって本契約に進むべきではなかったかなというふうに思うところでございまして、そこら辺については管理監督の立場からとしても申しわけなかったということで、陳謝はさせていただいたところでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） じゃあ、次に行きますね。

10月の上旬ごろまでは、登記の所有者は市になっておるわけだね。これがきょうの資料を見ますと、10月2日に登記を抹消、原因は錯誤というふうになっております。私もいろいろちょっと心配しておって、法務局のほうで調べてきました。

これ10月2日が正しいのか、私のほうによると10月4日になっておるわけですが、この錯誤という意味は誤りという解釈、辞典でいくとそういうことなんです、この錯誤という原因というのは、なぜこうなったのかお尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） この申請を2日に行ったということでございまして、先ほど配付させていただきました資料に基づきますと、見ていただければわかりますように、地権者への説明と仮契約の締結を同時に行っているわけでありますが、この段階で、一方では地権者の同意を得ながら登記の手続を進めまして、2日に法務局のほうに行っております。それに先立って、10月1日でございますが、法務局のほうへも顔を出しまして、手続について確認をしてきております。その段階では錯誤は妥当であると。その錯誤の根拠というのは、本来議決を経て出すべきものを、それを経ずして登記を行ったということで、錯誤がいいんではないかというお話でございました。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） 申請の日が10月2日というふうで解釈していいんですね。要は法務局が受理したのは10月4日になっています。これだけちょっと確認をお願いしたいと思います。

それから、この土地収用法は、先ほど若園議員もお尋ねされておりますが、教育次長の話ですとハードルが高いということですが、この32条の条項を見ておると、これ該当するわけですね。どういった点についてそのハードルが高かったのか、再度お願いしたいと思いますけれども。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） これについては、要件が4つあるんですけれども、そのうちの第3号要件ということで、事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に供するものであることという中で、収用については、権利を強制的に収用するものであるということから、公共の利益の増進は当然であるが、やはり公共の利益、失われる利益との比較衡量を行わなければならないということで、文書だけでなく、データも含めた具体的な検証が必要であるということ、その中で代替案の比較検討が必要であると。法律上は必須要件ではないが、公益性を立証するため有効なものであるから、最低でも3カ所は選定してもらいたい。各地権者への周知は起業者の判断に委ねるが、全ての人に対して公明正大に行ってもらいたいということで、どうしても大月でなければならないのか、土地改良より運動公園の用地として集積してあるということはお話しはさせていただきましたが、総合計画で位置づけされているという理由だけでは理由が薄いというような話がありました。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） 一番大きな原因は、事業計画がしっかりできていないということだね。ということは、その運動公園の施設がどういったような規模でこうやっていくのかと、そういう話がまだしっかり煮詰まっていない段階で事業認定を出している、土地収用の関係も一緒に

すけれども。ですから、県のほうから許可が出なかったというふうに解釈してもよろしいでしょうね。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） この事業認定の内容についてはそういうことですが、地権者も早く売りたいということも申されておりましたので、そういうことも配慮すると、やはりハードルが高いという結論に達しました。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） 要は運動公園の目的、あるいは事業内容、こういった計画、これをしっかり検討して、そして土地収用法なり、あるいは事業認定、こういった段階を踏んでいけばいいというふうに思うわけです。そう慌ててことし1年で物をつくるというんじゃなくて、やはり議論をして、しっかりした整備計画をしていっていただきたいというふうに思います。

最後に、今回の土地の取得に当たっては、いろいろ手続上の問題とありますが、こういった疑義が出てきたわけです。通常ですと、土地の購入について、きょうみたいなこんな細かい資料は出てきません。これは、何らかこういった疑義が出ていたわけね、手続上。これについて、執行部はこの土地の購入についての議案について、こういったことで出てきましたんですが、これについての執行部の考え方、責任とは言いませんけれども、こういった対処をされるのか、ひとつお尋ねをしておきます。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） この議案に関して、御審議をいただいている中での答弁とはちょっと異なってくるのではないかと思いますけれども、これに関してなされた失念、あるいは錯誤については、これは事務方のミスでございまして、そういった面については、この議案が通った暁に、それは粛々と考えていかなきゃならない問題だというふうには認識をしております。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） どちらにしても、市民の皆さんからいただいたお金でそういった施設、土地等を購入して、教育、あるいは福祉関係等にお金を使っていただいておりますので、やはり執行部としては、手続上の問題かと思えますけれども、そういった疑義のないように今後とも、この土地だけではありませんけれども、ひとつそこら辺を十分加味して執行していただければというふうに思います。以上です。

議長（星川睦枝君） ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 森治久君。

5番（森 治久君） 議席番号5番 森治久でございます。

執行部のほうに1点お尋ねをさせていただきます。

先ほど若園議員のほうから、収用法というようなことの適用の有無、執行部がどのような判断の中で、またどんなプロセスを踏んだ中で、今回の一般買収ということのお話と、また行政に対しての今後の対応の御意見がありました。

私、6月の第2回定例議会で、常任委員会の構成員を改正された後の総務委員会の委員長をただいま仰せつかっておりますので、その6月議会で、まさしく本来なら予算執行の案件でございます。1億の予算においては、3月の第1回定例会において、新年度予算で私たち議員において、この議場でその予算を認めたという中で、粛々と執行部においてはその予算の執行を進められる準備をし、今に至っておるといふふうに理解しておりますし、それで問題もなかったことと理解しております。その上で、6月議会以降の総務委員会においては、その執行のあり方、また収用法がどうであるのかというような議論は、私の今思う中では一切されなかったと理解しております。

そこでお尋ねいたしますが、3月の第1回定例会の新年度予算で付託をされた総務委員会において、収用法の適用に対する、先ほど若園議員が申されたようなことの委員から御意見、また御助言等があられたのかどうかお尋ねをするとともに、6月議会以降の若園議員が在籍されておられる文教厚生委員会、これは当然下の借地であった部分を取得するということでの予算でございますので、上をどう整備するのかということは、今後この議会において執行部とともにしっかりと協議するところである。また、市民とともに検討、共有をすることであると考えますが、文教厚生でそのような（仮称）大月運動公園のお話もあったと言われますので、その委員会での収用法に対してのお話等があったのかどうかをお尋ねいたします。以上です。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 私も総務委員会、あるいは文教厚生委員会、両方出させていただいておりますので、その出席した経緯の中では、収用については言及はございませんでしたというふうに記憶しております。ただ、いわゆるこの予算執行の段階で、現課のほうへは、市長の今後もありまして、できるだけ地権者に有利な条件で買うようにしないかんということで指示をさせていただいておりました。その結果、先ほどお話がありましたように、5月23日に県のほうへ出向いて、いろいろ指導を受けてきたということでございますが、先ほど来、繰り返になりますけれども、4つの要件がございます、その4つの要件の中の3つ目の事業計画が、土地がそこでなければならぬという要件を満たすような書類の提出が必要だということになってきますと、土地を売りたいという地権者が既にお見えの中で、やはり時間を要するというのを危惧したということでございまして、考えれば土地収用も可能であるかないか、それは書類を出してみないとわかりませんが、それを出してみても、つくるにも相当の資料等も用意し

なきやありませんので、時間を要する。そして、出してみてもやっぱりだめだったとなると、その土地を売りたいという地権者の方の意に沿わないことになるということも危惧しまして、結果としては収用法は断念して、なおかつ地権者には一般買収になる旨を説明したというふうに聞いております。

先ほど若園議員から、憲法第29条の財産権についてもお話がございましたように、収用法の適用というのは、もろ刃の剣なんですね。一方では税の5,000万控除があるかわりに、強制力が働くわけですね。いわゆる財産権、私権を収用するという強制力が働きますので、そこら辺について、県は収用法の適用になるのはそういうことだから、そこら辺をちゃんと詰めた書類提示がなされないと、事業認定は難しいですよということを示唆したんだというふうに解釈しております。それは、先ほど来高田次長からもありましたように、土地を収奪するということにもつながりますので、そこら辺の地権者が全て十分満足であるか、それからその場所であればならないかというのを書類をもって明らかにしていくことについては、ハードルが高いというふうな判断をしたというふうに聞いておるところでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 森治久君。

5番（森 治久君） ありがとうございました。

今、副市長のほうから御答弁いただいたとおり、3月の総務の委員会においても収用法の有無において、その考え方においての御意見、御質問等はなかったということでございます。また、9月議会の文教厚生委員会においても、収用法についての意見等はなかったということでございます。まさしく本日この議場で質疑なされる、また執行部が答弁されることが、本来なら3月の当初予算、また今回の補正予算、9月の補正予算等が出るに当たって、しっかりと二元代表制である議会、また行政との中で収用法というようなことを問題提起して、議論することが必要であったのかなあというふうに考えるわけです。

本日なされた内容は、今後しっかりと瑞穂市のインフラ整備、またさまざまな事業整備において、市民の皆さんの信頼を損ねるようなことがないような取り組みを、行政、執行部とともに議会も議員一人一人が自覚を持って進めることが必要であるということ、私自身、総務委員長として反省をしつつ、今後しっかりとそれに努めていくことを考えるわけでございます。以上でございます。

議長（星川睦枝君） ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

私は、（仮称）大月運動公園整備事業につきまして、なぜ最初から、最初は公認2種でした

けど、陸上競技場と決まって話がスタートしたかということを一貫して疑問に思っただけでしたが、きょう初めて土地の取得契約でこれだけの方が質疑なされたということは、皆様のお言葉の中に、副市長の中にもありましたけど、地権者にかなり有利になるように配慮をされたら、そういう経緯で、ちょっとジグザグになった経緯もあるようです。私が一貫して初めから疑問を呈してきたことについて、質疑をさせていただきます。

それで、議案の目的ですね。土地の購入は目的がはっきりしていなければいけないわけで、県からもそれが弱いというような指摘も、ちょっと難しかったとありましたが、この議案第65号土地の取得についての3.取得の目的は、(仮称)瑞穂市大月運動公園整備事業用地、これが目的ですね。さっき全協で確認いたしましたけど、今回の土地の取得ではなくて、運動公園全体は約2万平方メートルですね。これを運動公園にするという計画でまずよろしいか、確認したいと思います。そこから話を進めたいと思います。

以下、自席でお願いします。

議長(星川睦枝君) 高田教育次長。

教育次長(高田敏朗君) ただいまの御質問ですが、大月の2万平米の土地については、(仮称)大月運動公園整備用地ということでございます。

〔挙手する者あり〕

議長(星川睦枝君) くまがいさちこ君。

2番(くまがいさちこ君) ということで、約2ヘクタールの土地を仮称といいながら運動公園にすると、これが目的でございました。

ここに平成25年3月議会、5日に文教厚生委員会の新年度予算に関する協議会の際の資料で初めて(仮称)大月運動公園整備基本計画概要案が出てまいりました。それから、パブリックコメントでも運動公園とはっきり説明されております。

それで、運動公園とは何ぞやという観点で、何で陸上競技場になったんだらうと、目的が運動公園ですから、目的がちゃんとしていなければ土地は買えませんから。それで、何で運動公園が公認の陸上競技場になってしまったかというのは、非常に私は疑問に思っておりますので、運動公園というのを調べました。これについて、当然担当課、執行部は運動公園に関する法的な位置づけはどのようなものを最初の目的のスタートから押さえてあると思っておりますので、それをまずお聞きします。法律的に運動公園というのはどういう位置づけがされているか、規定がされているかをお聞きいたします。

〔発言する者あり〕

議長(星川睦枝君) 高田教育次長。

教育次長(高田敏朗君) この(仮称)大月運動公園につきましては、西部多機能拠点施設事業の一環として進めておりまして、この拠点施設整備事業につきましては、下水処理場があっ

て、西部複合センターがあって、それから多目的広場を整備するという内容のものです。

ただ単に競技スポーツだけではなくて、市民が健康づくりやスポーツ、それからレクリエーションを楽しめる環境をつくるということで、市民がいつでも、どこでも、誰もが生涯にわたって気楽に参加、楽しめる環境づくりを行うということで、今回の（仮称）大月運動公園を整備する方針としております。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） その御答弁は何度も聞きましたが、そういうやり方で、いつでも、どこでも、誰でも生涯にわたって気軽に市民がスポーツを楽しめますか。つまり、今私がお聞きしたことは、法律的に都市公園法で運動公園はどのように規定されているかをお聞きしたんです。もちろん押さえてあると思いますね、目的が最初から運動公園ですね。つけ加えるならば、これも何度も私申し上げてきましたが、第1次総合計画後期基本計画では、多目的広場になっていますからね。運動公園ですらないと。でも、運動公園までは事業計画が頭についていますから、私それは認めます。多目的広場から運動公園になって、公認陸上競技場になったんです。首をかしげていらっしゃいますが、全部書類でそれが後づけられています。

もう一回、お聞きしていることに答えていただきたい。運動公園が目的である。運動公園というのは、都市公園法でどのように規定されているか、お尋ねいたします。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） 今ちょっと手元に資料がございませんので、確認をして報告をさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） ネットですぐ調べられますから、休憩を求めます。

〔「議長、休憩」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。11時20分から再開します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時30分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

堀市長。

市長（堀 孝正君） 第2回の臨時会に当たりまして、議会の皆さんにいろいろ御心配、また御迷惑をかけておりますことに対しまして、責任者といたしまして本当に申しわけなく思っております。深くおわびを申し上げたいと思います。

今、質問がございます（仮称）大月運動公園の私の考え方を申し上げておきたいと思っております。

これは基本的な方針でございますが、市民がいつでも、どこでも、誰もが生涯にわたりまして気軽に参加し楽しめる、そして瑞穂市の未来を担う子供たちが夢と目標を持ってチャレンジができる、瑞穂の生涯スポーツの推進のための環境づくりをまず目指すところでございます。

そして、この整備方針でございますが、多くの市民がスポーツ、健康づくりの場として活用できる運動公園、瑞穂市、また市周辺市町の大会を開催できる運動公園、さらには瑞穂市の子供たちが県大会などの大きな大会と同じ条件で活動できる、こういった運動公園を目指しておりますし、競技といたしましては、まず陸上競技は当然でございますが、サッカー、グラウンドゴルフ、フットサル、ゲートボール、相撲、キッズダンス、そしてスポーツレクリエーション、これは縄跳び、大縄跳び、そしてターゲットバードゴルフ、そして多くの市民が散策できる、周りを散策コースにいたします。まさに緑を植えまして散策できる形にするわけでございますし、また他市にあります本当の陸上競技場、これとは全く利用の仕方も違います。このことを申し上げておきたいと思っております。

他市の本当の2種、3種の陸上競技場は、とても10億以下でできるものではございません。先般も中津川市へ行ってまいりました。野球場を初め陸上競技場、整備いたしております。それだけでも全てで150億円かけて整備をいたしております。もう全く違います。そういうあれとは違いまして、今申し上げましたいろんなスポーツができる公園にしたいと、こういうところでございます。そのことを御理解いただきまして、本当に皆さんに御心配をかけておりますが、必ず、つくって本当によく利用しておるな、稼働しておるなという施設にしていまいりたいと、このように思っておりますので、議会の皆さんにこれからも御相談をかけていきます。よろしく御理解を賜りますようお願いを申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） ただいま堀市長に御答弁いただいた内容は、パブリックコメント及び文教委員、そして議員各位に配られた運動公園整備基本計画概要の基本方針、基本整備方針、整備内容の3つでございました。

整備内容になっちゃうと陸上競技場が出てくるんですが、基本的に、私は基本方針、いつでも、どこでも、誰でも生涯にわたって気軽にスポーツを楽しむとか、多くの市民が利用できるとかの運動公園、こういうのをやっぱりつくったほうがいいと思うんです。ところが陸上競技場は、それも公認が出てきちゃったもので、あれと思ってお聞きしているんです。だから、矛盾しているんです、非常に。

ということで、休憩前にお聞きした都市公園法施行令では、運動公園をつくるわけですから、運動公園の位置づけ、規則はどうなっているかを法的根拠をお答えください。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） インターネットで調べましたが、運動公園そのものの定義は出ておりませんで、今議員が言われました都市公園法のことだといたしますと、これは都市計画区域内で整備する公園ということで、今私どもが考えている公園とは全く違うものです。運動公園の名前も、皆さんに親しんでいただけるものということで運動公園という名前を今仮称でつけておりますので、そういう法令に基づいたものではないということをお願いしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） いいんですかね、そんなこと言っちゃって。だって、運動公園の整備基本計画概要を議会にも示し、パブリックコメントでも運動公園を整備しますと。仮称だから名前は変わるかもしれませんが、瑞穂市運動公園になるかもしれないし。仮にしる、中身は運動公園という名前を議会、市民に説明しているわけです。多分県庁でもこれは言っているんじゃないかと思うんですが。

で、運動公園そのものはインターネットに出てこなかったと、そんなことはないと思います。私だってインターネットで調べましたから。

印刷して資料として配ってほしいと思います。運動公園とは、都市公園法施行令ではどのような法的根拠になっているか。

私どもが考えている運動公園は、その法的根拠の運動公園とは違うといったらどうなるんでしょうね。大根といってニンジンを買わせるみたいなふうに、主婦の感覚ではなっちゃうんですけど、ちょっと主婦的な発想で済みません。とにかく運動公園というのは出てきますので、ウィキペディアが一番わかりやすいですが、都市公園法の位置づけを配っていただきたいと思います、どういうふうになっているか。

その名前で議会にも市民にも説明しているわけですから、運動公園で。ちゃんと法的根拠があるわけですから、お願いします。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

今回の仮称の大月運動公園というのは、市民に親しまれやすいというイメージでの運動公園ということでありまして、都市計画法の公園ではございません。まさに今くまがい議員がおっしゃられましたように、都市計画法でいう都市公園の種類の中に運動公園というのがありますが、これは都市基幹公園ということで、規模も、それこそ1カ所当たり面積が15ないし75ヘクタールを標準として配置するというようなものでございます。そういったものではなく、仮称がついておりますが、市民に運動ができる場ですよということで、先ほど市長が申しましたような親しみを込めた意味での位置づけをしておりまして、あそこは決して都市計画区域ではございませんし、ですから、都市公園に基づく運動公園ではないということだけ御理解を賜りた

いと思います。

その名称が、あたかも市民の方、議会の皆さんに誤解を生じさせるような名称であったということであれば、おわびを申し上げるとともに、名称についてもこれから、既に公募をかけて決めていきたいというような話も出ておりますので、そういった形で市民に親しまれる名称にしていきたいと思っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） そういうわけにはいかないと思いますよ。運動公園というふうに説明しているわけですから。社会的、法的な運動公園とは違う意味の運動公園だで通りませんよ、瑞穂市は。

だったら、今から、さきに示した（仮称）大月運動公園整備事業という運動公園は、法的な名称の運動公園ではなく、社会的に通用している運動公園ではありませんと、白紙に戻して最初からやってもらいたいと思いますよ。つまり、出せないわけですね。出したらずいと、都市公園法でどういう位置づけかと。

非常に勉強不足ですね、やっぱり。私たちは必死になって後を追いかけて勉強するわけですが、議員は。行政の方ですから、きちんと法律用語を使わなきゃいけませんよね。それを法律用語で全部示しておいて、いや、実は私たちが考えているのはその言葉の内容ではないと。そんな責任のとり方、説明の仕方が通るのでしたら、この後もいろいろな言葉を事業でお使いになるでしょうけど、いや、私ども考えているのは法律的な位置づけの言葉とは違いますで通るんですか、通りませんよ。そこをお答えください。この運動公園は、法律的な根拠のある運動公園ではありません、社会的に運動公園といった場合の運動公園ではありませんと、それで通すわけですか。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） くまがいさんの考えと、私の考えとは見解の相違でございまして、私が先ほど申し上げましたように、これを市民の皆さんが集い、また運動していただく、種目もいろいろ申し上げました。そういうことで、あくまでも見解の相違でございまして、よろしくお願いをして、答弁とさせていただきます。

議長（星川睦枝君） 今、市長の答弁のほうもありました。くまがい議員の質疑は、関連という形の中で御質問いただいた中で、これまでも執行部のほうもそれぞれの説明をされてきた中で、このところで議案第65号土地の取得についてということでございますので、その辺のところをよろしくお願いたします。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君）　じゃあ、こちらが読みます。

運動公園とは、法的な位置づけは都市公園の一種であり、運動に利用することを目的とした公園であり、すばらしいです、このとおりにしていただきたいです。運動公園は都市公園の中で、次ですね、都市住民全般の、だから全員が使えると。本当にこれも市が示したどの年代の人も使えるというのと合致していますね。全般の、主として運動の用に供することを目的とする公園をいう。ここまで全く市が示した運動公園と一緒にですが、都市公園法施行令第8条により、都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の100分の50、つまり当該都市公園の総面積の半分を超えてはならないと、こういうことです。

ですから、どうしてこれを私が調べることになったかといったら、ここにもう配られていますよね、議員全員に。これも非常に出すのを嫌がったんですけど、教育委員会は。これを行政に元勤めた方にお見せして、非常に私はこの計画に疑問を持つと言われたら、これは公園じゃないとはっきり言われましたね。その方はこういう知識があるんですよ。これは公園ではないと。で、裏づけを調べたら、つまりこの運動施設ですね、陸上競技場、それからフットサル、ゲートボールですね。これは2分の1を超えてはいけないんです、2万38平方メートル。超えちゃうと、どの世代にも生涯にわたって、はいはいの赤ちゃんを芝生でははいはいさせるのって、若い親にとってはとても喜びだと思うんですけど、あとおじいちゃん、おばあちゃんもくつろげるといふ。どの世代、生涯にわたって使える運動公園をつくるためには、こんなに大きな公認陸上競技場をどんとつくっちゃったら、運動公園の法的根拠に違反することになります。

先ほど副市長が今の後半を読まれました。運動公園は、指針では1カ所当たり面積15から75ヘクタールを標準として、都市規模に応じ配置することになっているから、別に都市規模に応じればよいという書き方で、この指針からいってもおかしい。つまり、私がなぜこれを問題にするかといったら、公認陸上競技場、運動公園のためのグラウンドですね、それはあってもいいかなあと思うんです。4種というのはかなり曲走路も短いですよ。100からあるんですかね、400ではない。1種、2種、3種は400メートルですけど、曲走路が、4種だともっと小さいのをつくれるわけですよ。だから、小さいのをつかって、本当にいつでも、どこでも、誰でも生涯にわたって気軽に市民全般が利用できる運動公園をつくれればよいと思うんです。こんな大きな陸上競技場をつくっちゃったら、いつでも、これ月に1回開放すると言っていますが、月に1回だったらいつでもじゃないですよ。どこでも、誰でも生涯にわたって気軽にスポーツ、レクリエーション、健康・体力づくりをやる施設にはなりませんので。

こういう水かけ論をしていてもしょうがないので、法的根拠をきちんとお示ししているわけです。いかがでしょうか。

議長（星川睦枝君）　高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君）　先ほどもお答えさせていただきましたように、この大月地区は都市

計画区域内にはございませんので、こういった今議員が言われたような施設はできません。私どもは、先ほど市長が言いましたように、市民の皆さんみんなが楽しくスポーツできる、そういうものをつくりたいということでこの名称を使ったということですので、その辺については御理解願いたいと思います。

議長（星川睦枝君） くまがい議員に申し上げます。ある程度の関連質問についてはお聞きもしたつもりでございます。その上、先ほども言いましたように、土地取得についてのことでお願いしたいと思います。今は公園云々についての問題を取り上げてはおりません。土地取得についての質疑を行っておりますので、その点、よろしくをお願いします。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 答えがないということで引きます。

議案には、面積、目的、価格、契約相手方、提案理由と。これ議案ですのでね、目的は（仮称）瑞穂市大月運動公園整備事業ですから、本当に市長や教育委員会が示したとおり、いつでも、どこでも、誰でも生涯にわたって気軽にスポーツと健康・体力づくり、レクリエーションを楽しめる施設にしたほうがいいと思います。公認の陸上競技場は撤回なされたほうがいいと思いますということを申し上げて終わります。無理です、これは。法律的に無理ですから、実際問題も無理ですから。御説明なさっている目的や基本整備方針と矛盾している、合わない計画ですので、具体的には。抽象的にはもうそのとおりですよ、私も大賛成です。でも、実際にはそういうふうにならない計画なんです。ということを指摘申し上げておきます。

議長（星川睦枝君） 質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 小川勝範君。

16番（小川勝範君） 議席番号16番 小川勝範でございます。

議案65号について、いろいろ行政も反省しております。この反省を教訓にして、私、森企画部長にちょっとお願いをしておくんですが、来年度、機構を変えたいというふうで、この土地取得に関して専門の部会を1つつくって、ぜひお願いしたいと思いますが、企画部長、ちょっと簡単に答弁ください。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 小川議員の御質問のほう、一担当ではなく、やはり政策的なことでございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

市長ともお話をさせていただいておるところでございますが、9月議会、あるいは6月議会でも一般質問で出ていますように、機構については、やはり市としての門構えにふさわしい機構が必要であるという認識を持っております。ですから、来年度に向けまして、今各所管のほ

うで、こういった部署が手薄になっているとか、もう少し補強したいというような案を、ちょうどきょう、10月4日に各所管から出るようになっております。それを検討しながら、部長会議の中でも検討をしまいいりまして、土地の収用に係ってもそうですが、法務能力を高めるという意味で、やはりある程度専門性も持たせる必要があるというふうに思っておりますので、その辺は議会からの御意見も一つの示唆と思いつつ、機構改革に臨んでまいりたいと追っておりますので、御理解をお願い申し上げたいと思います。以上です。

議長（星川睦枝君） 議事の都合により、暫時休憩をいたします。午後1時から再開といたしますので、お願いいたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時01分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） 議席番号1番 堀武。

教育次長に質問したいと思っております。

先ほど、若園議員が質問しました土地の収用法に関して、それに該当しないという答弁があったんですけど、何をもちょうど県の土地整備用地課長に説明をし、その説明の結果、該当しないと言われたのか。なぜかというのと、（仮称）大月運動公園の運動公園自体の、仮称ではあるけれども、これ自体が公園に該当しないと。また、ましてや市街地や都市計画区域でないからというような発言、ああ言えばこう言う、こう言えばああ言うような答弁になっているような気がするんですが、この1点に関してだけ、何をもちょうど説明をされたのか、具体的にですよ。そして、担当用地課のほうでは、だからこそ該当しないと言ったのか、詳細に説明してください。そうでないと、これは納得できるような説明とかじゃない、はっきり言って。以上です。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） ただいまの御質問についてお答えをいたします。

前に若園議員のときにもちょうどお答えしましたが、事業認定を受けるには4つの要件がありまして、その第1号要件の収用法第3条各号の1に掲げるものに関するということにつきましても、これは公園でありますので、事業認定の第1号要件に該当しないわけではありません。その4つの要件の中で、3つ目の要件ですけれども、事業計画が適正かつ合理的な利用に供するものであることという要件がありまして、収用とは権利を強制的に収用するものであるということから、公共の利益の増進は当然のことであるが、得られる公共の利益、失われる利益の比較検討を行わなければならないと。そういう中で、今事業認定をお願いしようとして

いるのは、市の総合計画に位置づけられたものでありまして、これについて、どうであろうかということをお話したのでありますが、その中で、3号要件のところですけども、第一に比較検討も必要ですよということでお話がありました。それで、法律上、必須要件ではないが、公益性を立証するために有効であるものであるから、最低3カ所は選定してもらいたいというお話がありました。各地権者への周知、その企業の判断に委ねられますが、全ての人に対して公明正大に行ってもらいたいと。

要は、どうして大月でなければならないのかというところが、私どものほうは総合計画で位置づけられているということでお話をしたんですけども、総合計画で位置づけられているというのは一つの理由にはなるけれども、それが決定的な理由にはならないというところで、そういうことをデータとして示してほしいということでしたので、ハードルが高いということで、決して公園自体が該当しないという説明ではありませんでした。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） 全然話が矛盾している。公園ではない、都市公園ではないという最終的な答弁を副市長なんかがしているのに、公園であることが条件に合っているからということで、県の土木の用地課は認めておると、その他3カ所くらい云々とか、いろいろなことを言われているけれども、公園としては認めておるといふ答弁と、仮称が運動公園となっているけれども、それに当てはまらないから特殊なものだという、その言葉の矛盾点というのは、教育次長、どう思うんですか。すごく矛盾しておらへん、言っておることが。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） ただいま説明した中の公園というのは、事業認定を受ける場合の公園ということで、ここには土地収用法で国または地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場、その他公共の用に供する施設という項目には該当するということでして、先ほどくまがい議員から御指摘があった都市公園法に基づく公園ではないと、そういう意味です。都市公園法に基づきます運動公園につきましては、都市計画区域内ですので、大月の用地につきましては都市計画外ですので、こちらのほうには該当しないと、そういう意味です。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） 教育次長、悪いけれども、ああ言えばこう言う、こう言えばああ言う、逃げの答弁ばかり。間違っておったら間違っておったと、修正すればいいんですよ。だから、次から次へとその言葉に対して、じゃあそういうことをクリアして、いろいろ出たときに今度どう言いますか。だから、公園であって公園でないと、首をかしげているけど、そんな答弁でいいのか。若園議員が言った土地収用法で公園であることをクリアしたというならば、それが

今言うような形で、市長が言われるような形のものをつくるなら、それに関して担当部局としては、土地の面積から云々してできるのか、できないのか。いろんなことも精査しながら市長に対してこう言ったという明確な説明をするべきではないですか。だからこそ市長が途中で答弁をしなきゃならないようなことになるんですよ。だから、その辺のことを含めてもう少し、副市長じゃないですけど、謝ることばかり言っているじゃないですか、全てのことにに関して。違いますか。この土地の件に関してもそうでしょう。本契約しながらそれを破棄して、仮契約の段階からもう一回やり直すとか、それに関していろいろな理屈を言っているだけ。済みませんでした、そういうことを何回繰り返しているということを言いたいんですよ、この瑞穂市の行政に関して。横の連絡が全然とれていない。縦割りの悪さだけが出ている。だから、そのようなことを含めて大いに反省して、僕が言うように、土地を買うことに関しては皆さんも知っているように、反対はしていない、借地から正式に買うことに関しては。だから、今言うように、若園議員が言われたように土地収用法を適用できるなら、全部の土地の範囲に入るわけですよ。今買っている人が売らない人まで全て含めて。だから、そのようなことも含めてしっかりした方針、全てを出して精査してやらないと、次から次へと言いわけにしか聞こえない。言いわけを市長がしたり、副市長がしたり、ほかの部局が言いわけをして済ませに行っているような状態。これは改めない限りだめ。最後にそのようなことで、教育次長、今後に関してどのような体制で、横の連絡等に関して自分の思いをつけていけるのかどうか、ちょっとその辺だけ答弁してください。以上です。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） この収用に関しては、既に地権者の方にもお話ししている段階ですので、途中でまた方針が変わるということになりますと、またいろいろな問題もかかわってきます。

今後については、こういうことを反省しながら、事業を進めていきたいと考えております。

議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

今まで質問をずうっと聞いておりまして、やはりこの（仮称）大月運動公園の整備の計画が非常にずさんである、こういうことを感じました。例えば、土地取得の経緯についても、本契約をして、そして登記をして、今度はさらに抹消の登記を錯誤でやって、そしてその後に仮契約をする。恐らくこういう例は、いろんな自治体を探しても見つかるようなことはないと思いますよ。そのほか、先ほどの運動公園の話もありましたけれども、本当はコンプライアンスをいうのであれば、市は運動公園を使う場合に、法的根拠を明らかにして、法的根拠のないこと

については、公園という紛らわしい混乱を起こすような言葉は使うべきではないと思う。それが最初から運動公園、運動公園ということでひとり歩きをしてしまっている。こういうことも、やはり非常にずさんなことではないのかというふうに思います。

それはさておきとして、まずお聞きをしておきたいのは、今後の土地購入について確認をさせていただきたいわけでありますが、11人以外の地権者の状況というものは、今日の段階でどうなっているのかについて、具体的に答弁をいただきたいと思います。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） 19人のうち11名が土地の売買の申し入れをされた。残りの方は現状のままでということで、土地を売るという意思表示はされておられません。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） では、自席で恐れ入ります。

8名が現状のままということ、具体的には事業を開始して、でき上がった段階で例えば売ってもいいですよとか、いやその後もずっとですよとかということの内容は、どの程度のものでしょうか。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） その中身については、具体的にお話はされておられませんので、今回はその申し出をされるかどうかということで、皆様方にお聞きをしました。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） じゃあ次に質問いたしますけれども、本案は直接的には（仮称）大月運動公園整備事業を進めるための土地取得に係るものでありますけれども、私は土地取得と運動公園整備事業の内容とは不離一体のものであるとの認識を有しておりますので、本案の土地取得に関連して、教育次長及び市長に次のとおり質問をさせていただきたいと思います。

市長は、9月の定例会でも第1次総合計画及び第1次総合計画後期基本計画でも、（仮称）大月運動公園についてはずっと計画に入っているという趣旨の答弁をされました。そして、市長の念頭には、公認の陸上競技場の整備がメインにあったと思います。しかしながら、第1次総合計画及び第1次総合計画後期基本計画において書かれているのは多目的広場の整備であって、まさに一言も第3種、あるいは第4種の公認陸上競技場の整備という言葉は見当たりません。ですから、私は9月議会の一般質問で、（仮称）大月運動公園のメイン設備がどういう経緯で第3種の公認陸上競技場になったのかと質問をさせていただいた次第であります。

掘市長は、第3種なんて一言も言ったことがないと答弁され、所管の高田教育次長は、第3種で設計に出していると、こういうふうにくぐはぐな答弁をされておりましたけれども、私の

質問に対する明確な答弁はありませんでした。

そこで、改めてお聞きいたしますけれども、第1次総合計画及び第1総合計画後期基本計画に明記されております多目的広場の整備が、どこでどういう人たちと話をした結果、第3種、あるいは第4種の公認陸上競技場の整備になったのか、その理由と経緯について、重ねて説明を求めたいと思います。繰り返し強調しておきたいと思いますが、土地取得というものは、どの設備がどれだけの面積の土地を必要とするなど、個別具体的に明らかにされる中で、それと不離一体のものとして捉えなければならないという立場で質問をさせていただきます。議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） 議員御指摘のとおり、総合計画の中には多目的広場という名称ですが、市の総合計画になる前から、旧巢南町においてはスポーツを中心としたそういうものを行うということが決まっております、それが新市に引き継いでいったということを聞いております。中身はあくまでもスポーツ関係のそういうものということで、内容については一致しておりました。

どういふふうに陸上競技場というふうになっていったかということにつきましては、大月の集積してある土地について、どういふ内容のスポーツをやるかということについて、体育協会とかいろんな関係の方とお話をしていく中で、この陸上競技場というのが出てきたと考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 何を言いたいかという、要するに多目的広場と、それから仮称の大月運動公園とは同じ内容のものではないわけですね。一緒ですか、総合計画で規定されている多目的広場と。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） この総合計画の中では、いろんなことを考えていたと思うんです。そういう中で、つくるのであれば、今、市になり、そういう施設をつくりたいということでずっと考えていたということで、内容的にはこの運動公園と、それから総合計画の中に位置づけられております多目的広場は、同じ内容であると私は考えております。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 多目的広場、第1総合計画及び後期基本計画の中で規定されている。それと、今進めている大月の運動公園の内容とは一緒だという認識を示されたわけでありましてけれども、（仮称）大月の陸上競技場自体は、2種から3種、3種から4種というふうに同じ公認の陸上競技場であっても変わっているじゃないですか、それ自体が。だから、その経緯を聞

いておるんです、まずね。

というのは、市長の答弁だと、要するに3種なんか一言も言っていないということは、そして公認の陸上競技場ということは、実際は4種ということでしょう。ちょっと確認しておきまされども、4種の公認の陸上競技場をつくるということでもいいですね、そう理解して。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） 前回の議会の中でも、市長は3種と4種の間ということをおっしゃるので、これは設計の場合は、やはり少し規模の大きなものをつくるという、そういうものを計画して、少しずつ実際に、財政的とか、そういうことも照らし合わせて、実際にどういふものをつくるかというのもその設計の中で詰めていくわけでありまして、実際にどういふ規模ということになりますと、やはり4種規模になるだろうということは考えております。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 4種規模になるだろうということで、4種ということだと思っておりますけれども、そうであれば、今次長は財政的な問題も含めて、削るものは削るとか、そういうことを含めて、最終的に落ちつくところには落ちつくというふうな話の中身だろうとは思っておりますけれども、4種であったら最初から第4種の基準、規格を踏まえた施設の内容を明確にして、設計に出せばよかったんじゃないですか。これは土地購入に関連するんですね。どれだけの施設にどれだけの面積の土地が必要である。それを積み上げたら、総体としてどれだけの面積でどれだけの設備をつくる。それは第4種の規格を超えていますと。プラスで、ちょっと3種に近いようなものがあるとすれば、それはそれで、こういうものをつくりたいと思うけれどもということで設計に出せばいいわけじゃないですか。どうですか。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） 3種と4種ではつくる内容がもちろん違うというのは、前回のときにも一覧表であったと思っておりますけれども、今回の大月の用地の中で、3種規模でも十分におさまることから、まずは3種で設計をということを考えておりましたので、4種だからもっと小さ目に設計というわけではありません。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） やっぱり3種と4種ではそれぞれの規格も違うわけでしょうし、それに基づいて、財政的な問題についても違いが出てくると思うんですね。ですから、これも前に申し上げましたけれども、そもそも多目的広場の場合と、それから全天候型の第3種、あるいは第4種の公認陸上競技場をつくった場合の事業費の違い等についてのシミュレーションとかは全くやらずに、もう第3種だけでということですよ。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） 概算がわかって、実際に設計をしないとどのくらいの規模の事業料になるかというのはわかりませんので、まず3種で設計を進めていたということです。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 最終的に一緒かどうかは別として、一定の施設をつくる時には、何にどれだけかかるということの積算をするのが当然だと思います。ところが、この間の経緯の中で、事業費等についても、その積算の内容については具体的に明らかにされたというふうなことはなかったと思います。

時間もありませんので、簡単に結論的なことを申し上げておきますけれども、問題は、照準の当てどころではないかと思うんですね、照準ですね。私は、特定の人たちが利用する第3種であれ、第4種であれ、全天候型の公認陸上競技場よりも、瑞穂市の老若男女の住民の健康と体力増強、そして憩いの場を目的とした多目的な広場のほうが税金の使い方として公平ではないのか。あるいは、事業費や維持管理費もずっと安く済むのではないか、こういうふうな考えを持っているところであります。ですから、先ほどの運動公園の公園の名称の問題もそうですけれども、再度その名称、その内容についても、設計に出しているということですが、その後について、市長が今考えていたこと、さっき答弁したこと、中身をもう少し本当に、メインが3種であれ、4種であれ、敷地の半分以上をとっておるんですね。半分どころじゃないですね。そのことが、先ほど、運動公園というものは法的根拠のないものなんだというんだけれども、やはりコンプライアンスをいうのであるならば、都市公園法の中で運動公園とはこういうものだ。つまり、いつでも、どこでも、誰でも、その地域に住む住民がひとしくみんなが利用できるようなものが運動公園だというふうな趣旨ですね。だから、運動施設が施設全体の2分の1を超えてはいけないというふうな考え方によって担保していると思うんですよ、いつでも、誰でも、どこでもというようなことを。ですから、そういう辺を十分踏まえていただかなきゃいけないと思うんですけど、市長、いかがですか。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 私の方からお答えをさせていただきます。

この（仮称）大月運動公園、第1次総合計画の中で多目的広場ということになっておるということで、いろいろ御質問をいただいております。

実は、もともとこのことにおきましては、私は過去本巣郡の町村会の会長もしておりました。本巣郡のいろんな事業、行事にも出ておまして、はっきり申し上げまして、旧の本巣郡、10万人近い人口でございますが、これという競技をする場がないわけですね。できるなら、本当に10万人ぐらいで、揖斐川と長良川の間に1つそういう施設が欲しいということがございまし

た。そういうことがございまして、私どもはこういった多目的広場ということで、総合計画もありますので、できることならということで、実はこれは本巢市にも北方町にも、非公式でございすけれども、私のほうからお話をしましたが、やはり場所的な問題で、ちょっとそこではというところでもございました。そうなりますと無理な話になります。10万で考えますと、もとす広域連合あたりですね。本当にそれなりの予算もかけます。それなりの整備もできるわけでもございますが、5万2,000人のまちとなれば、あとの維持費とかそういった関係も出てまいります。ですから、2種とか3種というのはとても無理なことでもございます。財政的にもやはり2種、3種、本格的なものをつくろうとしますと、何回も申し上げておりますが、10何億、20億以上かけなできんと思うわけでもございます。これはもう一つのまちではとてもそんなものは持てるどころではございませぬ。ですから、考え方も変えまして、この施設としましては、主に陸上競技場でございますが、3種と4種の間ぐらいの関係で、できればこの陸上競技場、本巢郡のちょっとした、本格的ではありませんけど、ちょっとした大会ぐらいなら近隣のまちも交えてできる、そういったことぐらいは5万2,000のあれなら考えて、やはり人口も多いところでもございますので、包容力を持ってという考えは頭の中にあるわけでもございますが、そういう中でも、やはり市民の皆さんが多く使ってもらわなくてははいけない。そういうことを考えますと、先ほど申し上げました、この陸上競技場の関係はできますが、サッカーを初めグラウンドゴルフ、これも瑞穂市には芝でやるところがございませぬ。こういった関係も、これができますと真ん中の芝のところでも十分できるわけでもございますし、またフットサル、ゲートボール、そして相撲ですね。キッズダンスを初めとしましてスポーツレクリエーション、巢南中学校区におきましては、スポーツレクリエーション大会をやっておりますが、こういうのなんかは全く今計画しておる中ではもってこいのところでもございまして、そういう中におきまして、縄跳び、大縄跳び、ターゲットバードゴルフ、まさにいろんな種目に使える、多くの市民が使える施設になるわけでもございまして、この設計としては3種の規格のようなあれでたたき台はつくっておりますけど、これは文教厚生委員会でもお話を申し上げておりますが、このことについては、中身のことにつきましては、委員会ともよく相談をさせてもらって決めてまいります。

こういうことを私、御答弁を申し上げておるところでもございまして、より多くの市民の皆さんが利用していただける、そういう施設にしたい。瑞穂市は本当にいいものをつくったなあと。本当にいつもよう使っておると言われるような、そういう(仮称)大月運動公園にしたいというのが私の考えでもございまして、全く3種とか、そういうものでありまして、ほかのスポーツははっきり言ってできません。そんなものでしたら、とても無理でもございます。そういうのはつくることはないけれども、やはり予算を算定しますにつきまして、この3種の全天候型の設計で、それでそこからどういうふうに削っていくかというところでもございます。たたき台を

今設計させておるところでございます。このことにおきましては、文教厚生委員会のほうで十分に御質問をいただく中、議会の全協にもお諮りをしながら決定をしまいたいなあと、このように思っておるところでございますので、いろんな言い方、いろんな考え方、展開がございますが、私としましては、一人でも多くの市民の皆さんが利用していただける、稼働率のいい、ましてや周りは図書館もございますし、そしてちょっとした公園もございます。あわせて、散策ができる、散歩コースにもしっかりとなる、まさに健康づくりのできる、そういうふうに整備をさせていただきますので、ひとつよろしくお願いを申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 最後に、私はいずれにいたしましても、全天候型の公認の陸上競技場をメインにした運動公園の建設には反対であります。わかりやすくいいますと、私たち、小さい子供を連れて岐阜市の畜産公園によく遊びに行きました。あそこは芝生広場が3万5,000平米あるそうなんです。実際はとにかく、目で見える限りは物すごい広いなあとということで、そして本当に若い人も、僕らもおじいさんを連れて一緒に行きましたけれども、物すごく利用されていた。今はちょっとわからないですが、物すごく利用されていたと。そして、周りには散策というか、山のほうにはハイキングコースもありますし、軽スポーツもありますし、まさしくそういう意味では3万5,000平米の芝生広場がメインなんです。そういうものを私はつくっていただきたい。そのことのほうが、先ほど申し上げた住民のための、老若男女が利用するためになるのではないかと。そのことが公平な立場を貫くことになるのではないかとというふうに思いますので、最後はちょっと意見になりましたけれども、これで質問を終わります。

議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

反対しますので、反対討論をしなくてはと思って出てまいりました。

今まで、1年半前からこの話は出ていました。去年の6月からです。ずうっと反対してまいりまして、きょうはこの1議案ですごい時間を使いましたね。ほかの方々も随分疑問を呈しま

した。今さら私が細かいことをもう言う必要はないと思いますが、黙って反対するというのは、議員としてはやっぱりいけないと思いますので、申し上げます。

私は、市がこの（仮称）瑞穂市大月運動公園整備基本計画概要に初めに書いた基本方針、市民がいつでも、どこでも、誰もが生涯にわたってということは、赤ちゃんからお年寄りまで気軽に参加し、楽しめる。そして、瑞穂市の未来を担う子供たちが、夢と目標を持ってチャレンジできる瑞穂の生涯スポーツの推進のための環境づくりを目指しますと、大賛成でございます。

基本整備方針の1つ目、多くの市民がスポーツ、健康づくりの場として活用できる運動公園をつくると、賛成でございます。しかし、具体的な中身は全くこれを実現できない、むしろ阻止するような具体的な計画ですので、反対いたします。

3つにまとめます。

今まで私が申し上げてこなかったわけですが、きょう新たに反対理由につけさせていただきますが、土地取得の経緯です。何度か議員、それから執行部の方の口から出ましたが、地権者に有利にすると、こういうお気持ちもあってこういう形になったのかなあと、ちょっと首をかかげるんですが、土地取得の経緯がよかったというふうにはなりません。

それから2番目、目的ですが、あくまで公認陸上競技場にこだわる姿勢。2万平方メートルの95%ぐらいですかね。もう自由に使えるところというのはほとんどなくなるわけですね。周りを金網を張るんでしょうから、ふだん人は入れないでしょうし、有料にするとすれば、市民がいつでも自由に気軽になんて使えないわけですし、目的も非常にかたくなだと思います。整備基本方針に反する具体的な施設になってしまう。

3つ目に、これも朝から延々とやってきて、とても残念だと思います。きょうのこの内容は、私ももちろんまとめますが、いずれ外に出るでしょう、市民の皆様。本日、昨日まで以上に市長と市教育委員会に対する信頼が減じたと思います。

一言でまとめるならば、運動公園という言葉には、とても私は夢を持ちます。いつでも、どこでも、誰でも生涯にわたって使える施設が、ここにはないんですから、瑞穂市には一つもないんですから。それがようやくできるなと思ったら、私はうれしいです。でも、具体的には、一般的に言われる法的根拠に定まった運動公園ではないと。全く自分の思い込みというか、一般的な運動公園の法的根拠に反する運動公園をつくっちゃうわけですから、こういうのは看板に偽りありというふうになっちゃいますが、これが実際に来年度できてしまったときに、今よりもっと市民の方たちからの無駄使いとか、もったいないとか、もっと自由に使いたいという声は大きくなるでしょう。今ここでどうか立ちどまって、もう一回計画を練り直す勇気を、教育委員会と市長部局に勇気を持って計画を練り直していただきたいです。反対というよりは、反対なんですけど、祈りみたいな気持ちで反対させていただきます。以上です。

議長（星川睦枝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

議長（星川睦枝君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。採決では、起立採決とあわせて採決システムを使用し、賛成、または反対のボタンを押していただくようお願いします。

これから議案第65号を採決します。

議案第65号土地の取得について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 起立多数です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

議長（星川睦枝君） これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成25年第2回瑞穂市議会臨時会を閉会します。

閉会 午後1時48分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成25年10月8日

瑞穂市議会 議長 星川 睦枝

議員 棚橋 敏明

議員 広瀬 武雄